

回(年度)	問 題
第68回 (30年度)	<p>【第一問】 - 50点 -</p> <p>問1 国税徴収法第98条第1項では、「税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない」と規定されている。</p> <p>また、不動産を公売する場合は、公売の日から3日前の日までに見積価額を公告しなければならないとされている（国税徴収法第99条第1項第1号）。</p> <p>(1) 「税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない」とされている趣旨（理由）を説明しなさい。</p> <p>(2) 不動産の公売における見積価額とその公告について、これらが公売において果たす役割とその理由を説明しなさい。</p> <p>問2 税務署長は、賃借権の目的となっている不動産を差し押さえた場合は、その賃借権を有する者に対して、その不動産を差し押さえた旨を通知しなければならないこととされている。その理由について、国税徴収法に定められた制度に言及しながら説明しなさい。</p> <p>問3 次の設例において、国税徴収法の規定に基づき、A税務署長が甲土地から滞納者Bの所得税を徴収することができる金額について、理由を付して説明しなさい。</p> <p>なお、延滞税、利息等の額を考慮する必要はない。</p> <p>〔設例〕</p> <p>1 滞納者Bは、平成28年分の所得税600万円（期限内に申告）を滞納している。</p> <p>2 滞納者Bは、唯一の財産である甲土地（評価額900万円）を平成30年2月1日に親族Cに贈与し、同日、所有権移転の登記がされた。</p> <p>3 甲土地には抵当権が設定されており、上記2の贈与に当たり、被担保債権に係る債務は親族Cが引き受け、滞納者Bに代わって返済をすることにつき、抵当権者Dを含めた三者間で合意している。</p> <p>抵当権の内容 : 被担保債権額400万円、平成29年6月1日登記</p>

【第二問】 - 50点 -

次の設例を共通の前提として、下記の間1、間2のそれぞれの事実関係に基づき、各問に答えなさい。

なお、解答に当たり、延滞税、利息等の額及び土日、休日等を考慮する必要はない。

〔設例〕

1 卸売業を営む滞納者Eは、譲渡所得に係る所得税（平成29年分）180万円について換価の猶予を申請し、平成30年4月1日から9月30日まで、換価の猶予に基づき、毎月末30万円の分割納付をすることとなった。

2 F税務署長は、換価の猶予に係る所得税について、次の財産に抵当権の設定を受けている。

乙土地 : 所有者 G（滞納者Eの親族）

評価額 500万円

抵当権 第1順位 H銀行、被担保債権額300万円

平成29年7月1日登記

第2順位 F税務署長、被担保債権額180万円

平成30年4月1日登記

第68回
(30年度)

問1 換価の猶予を受けた後、滞納者Eは平成30年6月分まで順調に分割納付を行っていたものの、自身の趣味のために、バイク（評価額150万円）をローンで購入したほか、借金をして等身大のフィギア（評価額50万円）を購入したため、資金不足となり、平成30年7月分の分割納付金額30万円を納付できなかった。

この場合において、F税務署長が滞納者Eの所得税を徴収するためにとるべき措置、及びその措置により徴収することができる金額について、理由を付して答えなさい。

問2 換価の猶予を受けた後、滞納者Eは平成30年6月分まで順調に分割納付を行っていたものの、従来から継続して納品していた商品について、突如、取引先の都合により受注が減少し、平成30年7月分以降に調達することができると見込まれる納付資金は、毎月20万円が精一杯の状況となった。

このような状況の下、滞納者Eは、平成30年7月分以降は、毎月末20万円を分割納付したいと考えている。

この場合において、F税務署長がとるべき措置について、理由を付して答えなさい。